発達障害者支援の拡充と一部機能の法内化について

(付議の要旨)

試行中の成人期の発達障害者支援について、就労・自立に向けた支援を加速させるため支援の拡充を図るとともに、機能の一部を法内化する。

1. 主旨

発達障害者の支援については、平成 17 年 4 月に発達障害者支援法が施行され、発達障害者が地域で自立した生活が営むことができるよう支援することが求められている。

一方、成人期の発達障害者に対する支援については、全国的にも取り組みが遅れており、 支援の手法についても確立したものがないことから、区では平成 24 年 10 月より、法外 の区独自事業として、支援事業「ゆに(UNI)」の試行を開始し、就労・自立に向けた支 援のあり方の検討・検証を行ってきた。

この間の取り組みを通し、発達障害者を取り巻く現状や、有効な支援手法などが明らかとなってくる一方、潜在的なニーズが高いと見込まれることから、支援を拡充するとともに、機能の一部について障害者総合支援法に基づく法内化を進める。

2. 試行の実施状況

試行事業「ゆに(UNI)」の実施状況及び、事業の検証については、「別紙1」を参照。

3. 試行の成果と今後の方向性

(1)試行の成果

試行では、就労・自立に向け、発達障害の特性に配慮した支援を実施した結果、それまで支援に繋がらずひきこもり状態であった方も定期的な通所が行えるようになったほか、短期間で企業雇用に結びつく方が出るなど、一定の成果が認められた。

(2)今後の方向性

試行により一定の成果が認められたことに加え、ひきこもりや生きづらさを抱える方の中には発達障害者が多く含まれ、潜在的なニーズが高いと予測されることから、発達障害の就労・自立に向けた支援の拡充を図る。

拡充にあたっては、安定的で質の高いサービス提供や区の費用負担軽減の観点から事業の一部を法内化し、民間による自主的な運営を進めるとともに、法内化ができない事業については別途区が実施し、連携のうえ支援を行う。

4 . 法内事業の運営事業者

試行事業の運営を受託する社会福祉法人が引き続き運営を行うものとし、適格性審査を 行った上で決定する。

- (1)名称 社会福祉法人 トポスの会
- (2)所在地 東京都足立区興野 2 18 12
- (3)代表者 久保 法子

5. 拡充後の支援の概要

(1)支援内容

法内化する民間の自主事業と、法外の区実施事業が連携し、発達障害者の就労・自立 に向けた通過型の支援を行う(「別紙2」参照)。

法内化する機能

次の機能については、障害者総合支援法に基づく法内事業として、民間の社会福祉 法人等へ行政財産の使用許可の上、自主事業として実施する(各事業の定員について は開設時のものとし、その後必要に応じて拡大する)。

ア.就労移行支援(定員10名)

企業就労等に向けて、事業所内や企業における作業や実習、利用者の特性や適正 にあった職場探し、職場定着等の支援を行う。

イ. 自立訓練(生活訓練)(定員10名)

地域生活を営む上で必要となる、生活能力向上のための支援を行う。

区が実施する機能

試行を通し、引き続き実施していく必要性があると判断した次の各機能については、 別途区が業務委託により実施し、専ら発達障害を対象とする障害者就労支援センター に位置づけ、「すきっぷ」(主に知的障害が対象)、「しごとねっと」(主に精神障害が 対象)と役割分担の上支援を行う。

ア.相談支援

相談開始時において医療的な診断を有しない方も対象とし、個別の面談を通して、本人の抱える生きづらさを受け止めるとともに、ニーズや課題等を把握し、本人の 状態に合わせ、就労意欲や障害の受容を促す。

また、既に就労・自立に至っている方に対しても、安定した地域での自立した生活が維持できるよう、継続的に相談支援を実施する。

さらに、他の障害者就労支援センターや若者サポステなどの関係機関において出 張相談を実施する。

イ.居場所の提供

安定的な対人関係が確保された日中活動の場(居場所)を提供する。

ウ.拠点機能

成人期の発達障害者支援に関する拠点機能として、関係機関からの相談に応じるほか、人材育成のための研修会の開催や訪問による技術支援、ケース会議の開催、 区民や企業等に対する理解啓発などの取り組みを行う。

(2)対象者

概ね18歳以上の知的な遅れを伴わない発達障害またはその疑いのある方。

これまでは事業規模が限られることから、利用者の受付を関係機関(保健福祉課や 若者サポステ等)からの紹介のみとしていたが、拡充後は、利用者から直接申し込み を受け付ける。

(3)開設場所

上用賀アートホール 2 階 [約 300 ㎡] (上用賀 5 - 14 - 1)

法内化にあたっての施設面での課題

法内化にあたっては、法令の定めにより、訓練・作業室や相談室、便所、洗面所、多目的室等を専用で設ける必要があるほか、運営に必要な事務室等の設備を合わせ、概ね 190 ㎡以上の面積が必要となる見込みである。

当初本事業は、区の独自事業としてひまわり荘内で実施する予定であったが、法内化にあたり、ひまわり荘内では設備基準を満たす整備が不可能となる。

上用賀アートホール 2階の現状

ア.施設開設:平成6年にレストラン開設(平成13年閉鎖) 平成19年東京都住宅局より建物移管。

イ.利用状況:現在は、行政財産の使用許可により社会福祉法人老後を幸せにする会 が通所介護事業等を実施するものとして使用している。

> また、地域町会等の会議会場等としても使用されているが、より一層 の有効活用が課題となっている。

施設の有効活用

こうしたことから、実施場所を、ひまわり荘に近接し、有効活用が課題となっていた、上用賀アートホールの 2 階に変更する。なお、移転後も、医療相談や健康体操などひまわり荘の機能を引き続き活用するとともに、ひまわり荘内で体験実習を行うなど、連携して支援を実施する。

(4)開設時期

平成27年1月(予定)

(5)経費(概算)

初期経費 約 26,600 千円

主な内訳:施設改修費(設計含む) 約25,600千円

開設準備・初度調弁等 約1,000千円(区委託部分のみ)

運営経費 約12,900千円(年間)

主な内訳:事業委託料 約8,900 千円(都補助 1/2)

法内事業に係る補助金 約 4,000 千円(都補助 10/10)

自立支援給付費 約 37,000 千円 (年間) うち 1/4 が区負担

6.今後の予定

平成 26 年 2 月 4、5 日 常任委員会報告(区民生活、福祉保健)

6月 運営事業者の決定

11月 上用賀アートホール改修工事

平成 27 年 1月 開設

発達障害とは

発達障害者支援法(平成17年4月1日施行)より抜粋

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群 その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類 する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの として政令で定めるものをいう。

1.試行事業「ゆに(UNI)」の実施状況

(1)対象者

区内在住で、概ね18歳以上の知的な遅れを伴わない発達障害またはその疑いのある方。 試行では、事業規模が限られることから一般公募は行わず、保健福祉課や若者サポート ステーションなどの関係機関からの紹介のみとした。

(2) 実施場所

障害者休養ホーム「ひまわり荘」の一部を活用して実施した。 ひまわり荘の改修工事中は松原六丁目保健施設(旧たすけっと)を活用した。

(3)支援内容

相談支援、就労支援、居場所の提供、関係機関に対する支援など。

(4)利用者の状況

平成 25 年 11 月末現在、利用者数は 25 名で、うち 4 名が就労につながった (一般就労 1 名、障害者就労 3 名)。

利用者の状況は概ね以下のとおりであった。

年齢別 10代…1名、20代…17名、30代…7名、40歳以上…0名 手帳取得 精神…9名、知的…1名、なし…15名 最終学歴 中学校…1名、高校…4名、短大・大学・大学院等…20名 利用開始前の日中活動の状況 アルバイト…3名、入院…1名、なし…21名 診断の時期 18歳以前…11名、18歳以降…14名 利用主訴 就労…22名、居場所等…3名

(5)若者支援との連携

せたがや若者サポートステーション(以下、「若者サポステ」という)の滞留者のうち、 約半数は発達障害的な特性から就労につながらない若者であった。こうした若者に対して、 若者サポステと連携し、自己認知促進(自分の特性への気づきを促す)プログラム「みつ けば!」を別途実施し、必要に応じて「ゆに(UNI)」へ誘導を行い、これまでに2名 が障害者手帳を取得し就労につながった。

2.試行のまとめ

(1)発達障害に特化した支援

発達障害者が継続的に通所可能な環境を整備するため、発達障害に特化した支援施設が必要である。

(2)若者支援との連携

生きづらさを抱える若者の中には発達障害的特性のある方が多数いると想定されることから、若者サポステや(仮称)若者総合支援センターと連携した支援が必要である。

(3)未診断者への対応

若者支援との連携等の必要性から、未診断者でも支援が受けられる体制が必要である。

(4)関係機関等への支援

関係機関からの相談や技術支援、人材育成などを行う拠点機能が必要である。